

# 指定管理者評価シート(2次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働課 福祉部 地域福祉課
評価対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input type="checkbox"/> 非利用料金制 <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事、その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p>	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	

## 2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	
【評価のポイント】	事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。 施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。
【所見】	・駐車場の融通など施設運営に関して、隣接する商業施設と連携し、施設運営されている。
【改善項目】	・企業と連携して施設運営されていることは、評価できる。このように地域団体だけでなく、企業とも良好な関係を築いてゆくことは、大切である。
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	
【評価のポイント】	施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。
【所見】	・当館は、設置目的に沿って活用されるだけでなく、登録グループや多田東コミュニティ協議会関係の定期利用以外に、子育て世代の母親や、地域外の住民などの利用もあり、有効に活用されている。
【改善項目】	・特になし。
(3) 利用者の満足度	
【評価のポイント】	利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。 その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。
【所見】	・ハード面での課題であるが、建物の老朽化や建物形状の問題により、活動が制約される場合がある。
【改善項目】	・建て替えを考えたもよい時期である。施設の使い方も建築当初の形状等の問題で制約を受けているという認識の中で、最終的に市で判断いただきたい。

## 評価項目及び評価のポイント

### 2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

#### (1) 経費の節減

##### 【評価のポイント】

施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。

管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

##### 【所見】

・限られた予算で効率的な施設管理運営を行っている。

##### 【改善項目】

・特になし。

## 評価項目及び評価のポイント

### 3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

#### (1) 管理運営の実施状況

##### 【評価のポイント】

施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。

業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。

施設の維持管理が適切に行われたか。

指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。

##### 【所見】

・経験が浅い職員へのサポートを行うため、人員配置を適切に行うなど、円滑な管理運営に向けての取組みを進めている。

・利用者が気持ちよく利用できるよう施設の維持管理に努めており、適正な管理運営をしている。

##### 【改善項目】

・業務マニュアルの整備、更新に努めてください。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。  
施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。  
日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。  
防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。  
事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。

【所見】

・玄関ロビーに椅子などを配置し、利用者同士、住民同士が交流できるスペースがあれば、地域活動拠点として一層活気づくと考える。

【改善項目】

・特になし。

総 合 評 価

【所見】

・隣接する商業施設と連携し、駐車場の課題に対応されている。一方で老朽化した施設の形状や建築当初の設備等が、現代の使い方にそぐわないとの声も利用者から上がっている。  
・ハード面に対する課題はあるものの、利用者対応や経費節減など、ソフト面では適切に管理運営いただいていると評価できる。

【改善項目】

・特になし。